書類の準備はお早めに、期限内の申告を

申告相談始まります

令和７年分の所得税の確定申告と町民税（国民健康保険税）の申告相談を受け付けます。

【問い合わせ】　税務住民課　課税係　☎582-2114

受付期間

2月13日金～3月16日月

午前９時～11時、午後１時～４時

土日祝日は除く。２月23日（月･祝）は開設。

受付会場

桑折町役場　1階　町民ロビー

（桑折町大字谷地字道下22番地７）

～申告相談に関するお願い～

●**各地区の指定日にご来場ください。**また、例年午前10時ごろまでは非常に混雑し、待ち時間が発生します。できるだけ避けてご来場ください。午後２時以降は待たずにご案内できることが多いです。

●**次に該当するときは、事前に書類※を作成してからご来場ください。**書類未作成の場合は受付できません。

- 農業を含む事業所得の申告をする人 … 帳簿類をもとに内容を整理記入した「**収支内訳書**」
- 医療費控除をする人 … 受診した人・病院などごとに分けて各合計額を記入した「**医療費控除の明細書**」

※役場や税務署で配布、国税庁HPからダウンロード可。任意の様式でも可。

★１人あたりの待ち時間の短縮のため、ご協力をお願いします。

申告に必要なもの

◎**マイナンバーカードまたは通知カード（記載内容に変更がないものに限る）**

- 運転免許証、健康保険証など
- 税務署から届く「確定申告のお知らせ」または、役場からの「申告相談のご案内」※郵送された人
- 印鑑
- 申告者本人名義の通帳（還付があるときに振込先を確認します。）
- 源泉徴収票（給与・年金・恩給・報酬がある人）
- 収支内訳書（農業・営業・不動産所得がある人）
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金納付額証明書
- 医療費控除をする人は、医療費控除の明細書または保険者からの医療費通知書（お知らせ）

申告が必要な人に該当しない場合でも、所得税が源泉徴収されている人や各種控除の適用を受けている人は、確定申告により、税金の軽減や所得税の還付を受けられる場合があります。

申告が必要な人

令和８年１月１日現在桑折町に住所があり、次に該当する人

1 給与所得者のうち以下の人
- 給与収入のほかに所得があった人
- ２か所以上から給与収入があり、年末調整されていない人
- 年の途中で退職し、年末調整されていない人

2 個人事業主（営業・農業など）・不動産所得のある人

3 年金受給者のうち以下の人
- 障害者年金・遺族年金受給者
- 公的年金などの収入金額が400万円を超える人、または400万円以下で公的年金以外の所得がある人

4 収入がなく、町内の人の扶養にもなっていない人

5 青色申告をしている人

6 令和７年中に新たに住宅ローンでマイホームを取得、または増改築した人

7 譲渡所得（土地・建物・株式など）があった人

8 税務署から通知があった人

申告会場

1～3に該当する人

▸桑折町会場、税務署申告会場

4に該当する人

▸桑折町会場のみ

5～8に該当する人

▸税務署申告会場のみ

※詳細は、左ページをご覧ください。

WEBで確認！桑折町会場の混雑状況

桑折町会場の混雑状況を、町公式ホームページでリアルタイムに確認できます。信号機の色で、現在の混雑状況を３段階でご案内します。

🟢…空いています
🟡…やや混雑
🔴…混雑

混雑状況を確認▶

桑折町会場　申告相談スケジュール

※町内会ごとの日程の割り振りを廃止しました。

月日		地区
2月13日	金	収入が年金のみの人 ※非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。各地区の日程もご検討ください。
2月16日	月	
2月17日	火	
2月18日	水	混雑予想日 桑折地区
2月19日	木	
2月20日	金	
2月23日	月･祝	休日申告受付日（全地区対象）
2月24日	火	桑折地区
2月25日	水	混雑予想日 睦合地区
2月26日	木	
2月27日	金	

各地区の初日は混雑が予想されます！
（2月18日水・25日水、3月2日月・9日月）

月日		地区
3月 2日	月	混雑予想日 半田地区
3月 3日	火	
3月 4日	水	
3月 5日	木	
3月 6日	金	
3月 9日	月	混雑予想日 伊達崎地区
3月10日	火	
3月11日	水	
3月12日	木	
3月13日	金	

※２月13日金、16日月、17日火は、収入が年金のみの人を対象に申告相談を受け付けます。公的年金受給者でも、事業所得（営業・農業・不動産）などがある人は、地区ごとの日程でお越しください。

※混雑状況により、午前中来庁されても、午後の受付となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※３月16日月は、予備日です。

Check

自宅で申告書作成・送信

パソコンやスマートフォンなどから、国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。

● **作成した申告書は、郵送またはe-Tax（電子申告）で税務署へ提出可能！ e-Taxで申告の際は、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限にご注意ください。**

● **マイナポータル連携で、給与の源泉徴収票※注や各種控除証明書などのデータを自動入力！**

また、毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書を作成することができます。作成したデータを保存しておけば、翌年の申告作成にも役立ちます。

※注　勤め先の会社から、税務署にe-TaxやeLTAXで源泉徴収票を提出している場合

申告書の作成はこちら

QRコードまたは「申告 作成コーナー」で検索してください。操作に関する問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎0570-01-5901まで。

福島税務署の申告会場

場所▶MAXふくしま４階　アオウゼ（AOZ）
（福島市曽根田町1-18）

期間▶２月16日月～３月16日月
（土日祝日を除く。３月１日日は開設します）
※上記期間中、税務署に申告作成会場は設置していません。

時間▶9:15 ～ 16:00

入場▶「入場整理券」が必要です。
①LINEで事前発行（右記二次元コード）
②会場で当日券を受け取る
〈配布場所〉
8:50 ～　MAXふくしま 1階 南側入口
会館後～ MAXふくしま4階 南側エレベーター前
※当日券は限りがありますので、ぜひLINEアプリでのオンライン事前発行をご利用ください。
※MAXふくしま４階は、９時開場
※MAXふくしま駐車場は、２時間まで無料

持物▶申告関係書類、ご自身のスマートフォン、マイナンバーカード（暗証番号）

★**申告書の提出は、郵送でも受け付けています。**

【問い合わせ・郵送提出先】福島税務署　☎534-3121
〒960-8509　福島市森合町16-6　福島税務署内
仙台国税局業務センター　福島分室